



いずみ会議所だより

発行所/和泉商工会議所
〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1-10
TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747
ホームページ: <http://www.izumicci.jp>
Eメール: info@izumicci.jp

販路開拓を目指す皆様へ

ブランド力を高めたい 商品を宣伝したい HPを開設したい

そんな小規模事業者等の皆様にぜひ活用していただきたい補助金があります。

✓ 持続化補助金

(小規模事業者持続的発展支援事業)

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

<補助額> 上限 50万円 (コロナ特別対応型: 上限100万円)

【事業再開枠】 上限 50万円 【特例事業者】 50万円上乗せ ※共同申請可能

<補助率> 一般型、コロナ特別対応型 (A): 2/3 事業再開枠 (定額) ※A~Cの詳細については下記参照
コロナ特別対応型 (B・C): 3/4 特例事業者上乗せ: 2/3 または 3/4 または 定額

<補助対象> 非対面販売のためのホームページの作成・改良、店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など
※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件とします(コロナ特別対応型を除く)。

令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算及び令和2年度2次補正予算で中小機構に措置

持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の **97.5%** が客数増加、**96.0%** が売上増加を実感!

※いずれも増加見込みを含む ※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

活用例

事例① (コロナ特別対応型)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始。

事例② (一般型)

宿泊・飲食事業などを行う旅館にて、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も2割程度増加。

新型コロナウイルス感染症対応「特別枠」

✓補助対象経費の1/6 以上が以下のA~Cのいずれかの要件に合致することが必要。

- A サプライチェーンの毀損への対応
- B 非対面型ビジネスモデルへの転換
- C テレワーク環境の整備

「事業再開枠」(感染防止対策のための取組)

✓業種別ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症感染防止対策のための取組にかかる経費について定額補助。

特例事業者に対する上限上乗せ

✓クラスター対策が特に必要な特例事業者に上限50万円を上乗せ。

※詳細は公募要領参照

《令和元年度補正予算持続化補助金 (一般型)の今後のスケジュール》

応募締切: 令和3年2月5日(金)
当日消印有効(4次締切)

※4次締切後も申請受付を継続し、令和3年度には令和3年6月(5次)に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。(予定は変更する場合がございます。)

《令和2年度補正予算持続化補助金 (コロナ特別対応型)の今後のスケジュール》

応募締切: 令和2年12月10日(木)
必着(5次締切)

※最終受付締切となります。

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

全国商工会連合会 日本商工会議所

03-6670-2540 03-6447-2389

全国商工会連合会 日本商工会議所

03-6670-3960 03-6447-5485

新たに議員の就任がありましたのでお知らせします

2号議員に就任

大阪コートロープ(株)

代表取締役会長

加納川 快明 様

ワイヤー製造業

青年部だより



本多 会長



伊地知 氏

10月度例会開催

令和2年10月21日(水)に、会員研修委員会(副会長 村川 和広、委員長 荒神 勝也)による、和泉YEG10月度例会が開催されました。



今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、ZOOMを活用したWEBと会議室を併用したハイブリッド式例会という形をとりました。例会内容は日々、人を笑わせることを考え仕事し過去にはNo1ホストにまでなったお笑い芸人 伊地知大樹氏をお迎えし、「元歌舞伎町No.1ホストが教えるコミュニケーション術」をテーマとした講演を聞きました。仕事・日常生活で活用できる会話術を学ぶことができ自社やYEGの発展に繋がる良い例会となりました。



女性会だより

令和2年度第1回例会(米朝一門ミニ落語会)を開催



奥野会長 挨拶

去る10月16日(金)、令和2年度第1回例会として『米朝一門ミニ落語会』を開催し、奥野会長はじめ22名の方々が出席されました。

本年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、会員みなさまの安全・安心を第一に考え、4月以降に計画していた事業はやむなく中止や延期に至っており、今回の例会が本年度最初の女性会事業となりました。

当日は新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で開催し、米朝一門より桂ひろばさん、桂小鯛さんの二人の噺家をお招きし、初めに落語についての解説、その後落語を披露頂きました。

コロナ禍の中ではありますが、『笑う門には福来る』と言います。出席されましたみなさまに大いに笑って頂き、楽しんで頂けた内容となりました。

今後の事業においても、感染状況を踏まえ、万全の対策をとりながら行って参りたいと思いますので、会員みなさま方のご理解ご協力賜ります様よろしくお願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染症対応資金 (保証料等補助型)

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者の皆さまを支援するため、下記のとおり、**最大で保証料全額補助や当初3年間無利子とする融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)」を実施しております**ので、ご活用ください。

*ご利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

融資対象となる方	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、 セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定 を受けた方				
融資限度額	4,000万円	融資期間	10年以内(据置5年以内)	資金用途	運転資金・設備資金
金利	年1.2%(固定)	軽減内容 ・金利:当初3年間 ・保証料:全期間(条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担になります。)			
保証料	年0.85%(経営者保証免除対応を受ける場合は年1.05%)	軽減対象者 【個人事業主(小規模事業者のみ)】 ・売上高▲5%以上⇒保証料なし、金利当初3年間なし 【法人、個人事業主(小規模事業者以外)】 ・売上高▲15%以上⇒保証料なし、金利当初3年間なし ・売上高▲5%~▲15%未満⇒保証料1/2			
実施期間	令和2年5月1日(金)から令和2年12月31日(木)までに保証協会が保証申込を受付し、令和3年1月31日(日)までに融資実行された分まで				
融資に関する相談・申込先	みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、愛知銀行、阿波銀行、池田泉州銀行、伊予銀行、愛媛銀行、香川銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、京都銀行、高知銀行、滋賀銀行、四国銀行、静岡銀行、第三銀行、但馬銀行、徳島大正銀行、トマト銀行、富山第一銀行、名古屋銀行、南都銀行、百十四銀行、福井銀行、福邦銀行、北陸銀行、北國銀行、みなと銀行、尼崎信用金庫、永和信用金庫、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、大阪シティ信用金庫、大阪商工信用金庫、北おおさか信用金庫、きのくに信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、播州信用金庫、枚方信用金庫、大阪協栄信用組合、大阪貯蓄信用組合、近畿産業信用組合、成協信用組合、大同信用組合、中央信用組合、のぞみ信用組合、ミレ信用組合、商工組合中央金庫、SBJ銀行				

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を延長等します。

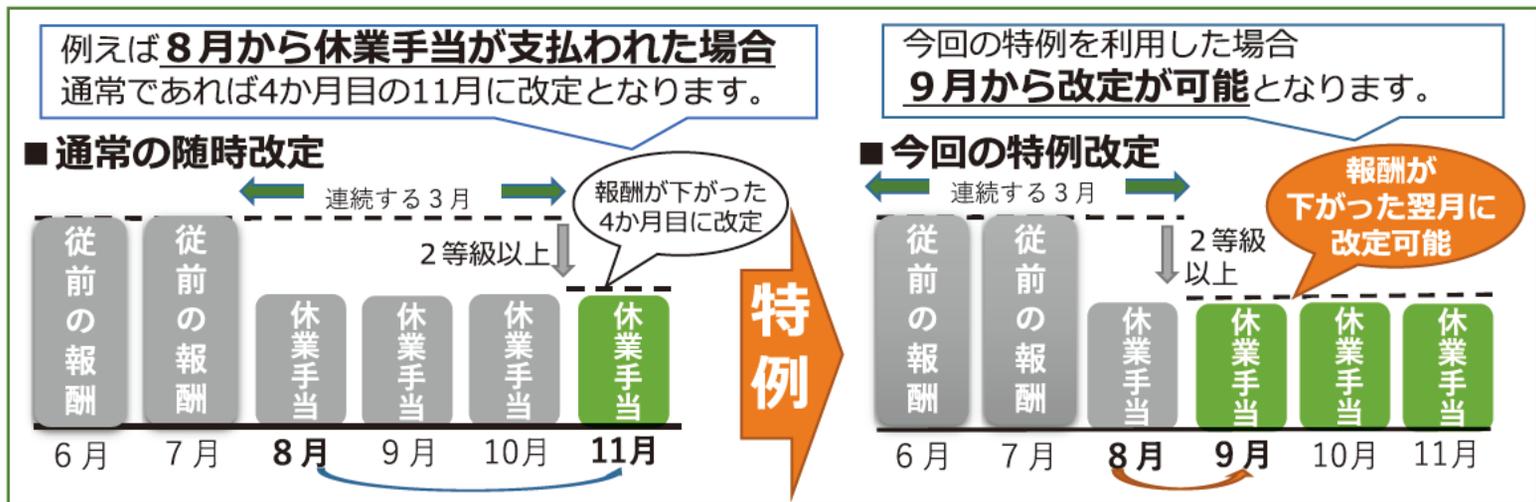
令和2年8月から12月までの間に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、報酬が著しく下がった方のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。また、既に特例改定を受けた方のうち、一定の条件に該当する場合は、**9月から適用された定時決定を特例により変更可能**です。

※令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく下がった方についても、令和3年1月末まで申請を受け付けています。

対象となる方

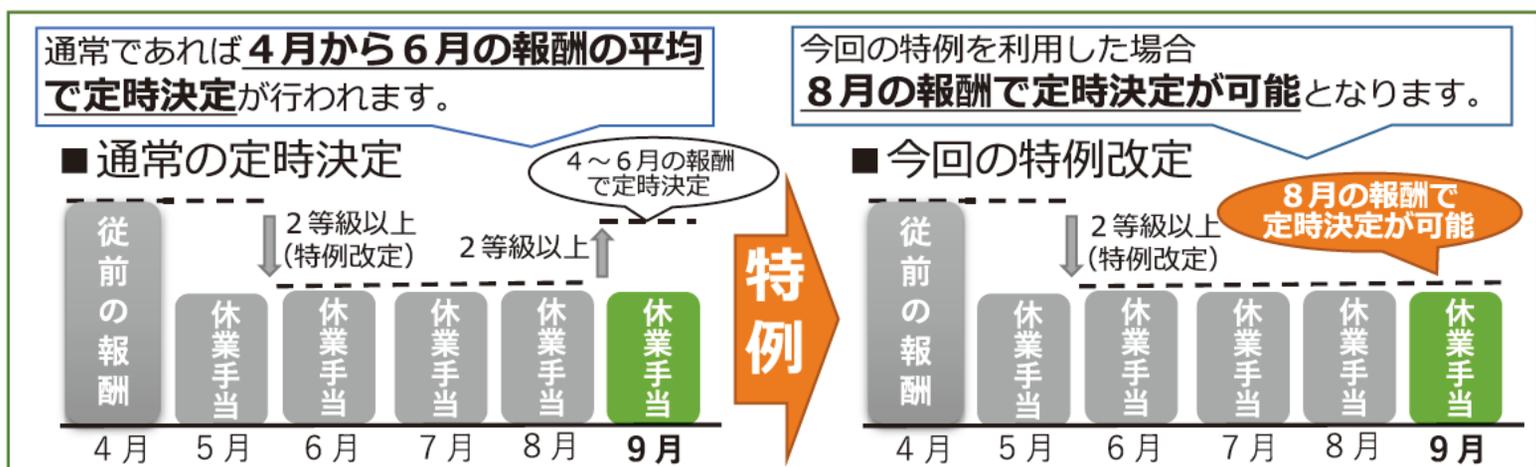
(1) 新たに休業により報酬が著しく低下した方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年8月から12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方 ※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)



(2) 4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方
- 8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している（上記(1)と同様です。)



詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123 (ナビダイヤル)
03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)
・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

より詳しくお知りになりたい方はこちら

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei2.html>

 **日本年金機構**
Japan Pension Service



【事業者向け】新型コロナウイルスに関する固定資産税の特例措置について

●事業収入が減少している中小事業者等に対する固定資産税等の軽減措置●

事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税について、令和3年度課税の1年分に限り、売上高の減少割合に応じた軽減措置を講じます。

【対象資産】 事業用家屋及び償却資産

【対象者】 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間で、事業収入が減少している中小事業者等

【対象条件】 右表のとおり

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満減少	2分の1

※申告には、認定経営革新等支援機関等から確認を受けた申告書が必要になります。

- 【申告の流れ】**
- ① 認定経営革新等支援機関等に、特例措置の要件に合致しているかどうか確認依頼を行います。
 - ② 認定経営革新等支援機関等から、確認を受けます。
 - ③ 確認を受けた後、申告書に必要書類を添えて和泉市役所資産税担当まで申告してください。



【提出期間】 令和3年1月4日(月)～令和3年2月1日(月) ※認定経営革新等支援機関への確認は受付開始しております。

●中小企業の新規投資を促進する固定資産税等の軽減措置の拡充●

生産性向上に向けた中小事業者の新規投資を促進するため、「先端設備導入計画」の認定を受けて取得した設備等に対する固定資産税を3年間ゼロとする特例措置について、対象資産を拡大するとともに、令和3年3月末までとなっている適用期限を2年間延長予定です。

【対象資産】 事業用家屋及び構築物（広告塔など）機械装置・器具備品などの償却資産

※事業用家屋は、設備の取得価格の合計額が300万円以上の設備と共に導入・新築されたもの

【対象者】 生産性向上特別措置法に基づき、先端設備導入計画の認定を受けた中小事業者等

【軽減率】 取得から3年間課税標準額をゼロ

- 【必要書類】**
- ① 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（先端設備等導入計画を含む）
 - ② 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
 - ③ 工業会等による仕様等証明書の写し

【提出期間】 令和3年1月4日(月)～令和3年2月1日(月)

●各種問合せ先●

- 各特例措置の申告方法及び必要書類について
和泉市役所 税務室 資産税担当 電話番号：0725-99-8107
 - 先端設備導入計画の認定について
和泉市役所 産業振興室 商工観光担当 電話番号：0725-99-8123
 - 各特例措置の制度詳細及び認定経営革新等支援機関等について
中小企業庁 固定資産税等の相談窓口 電話番号：0570-077322
- ※手続詳細や申告書様式は和泉市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

◆令和2年度 小規模企業者等設備貸与制度のご案内

機械設備等を割賦販売(分割払い)またはリースで導入できます。 ※ただし、土地、建築内外装等工事、中古設備、医療用設備等一部の設備は対象外。

料率 **0.7～1.5% / 年**
(割賦販売の場合)

- ・設備価格：100万円以上1億円以下
- ・保証人は原則代表者のみ。(年齢条件有)
- ・対象企業：従業員規模50名以下(その他条件有)

*ご要望いただければ、制度説明にお伺いします。お気軽にお問合せください。

問合せ先：公益財団法人大阪産業局 設備支援部 設備支援チーム TEL 06-6947-4345 URL <https://www.obda.or.jp>



人権週間（12月4日～10日）

1948年12月10日に国連総会で世界人権宣言が採択されたことにちなんで、毎年12月10日を「人権デー」、12月4日から10日を人権週間と定めています。

人権に配慮した組織づくり とりくんでみませんか？

～人権啓発DVDの無料貸出～

企業活動と「人権」、一見関わりがないように感じられるかもしれませんが、本当にそうでしょうか。「人権」とは、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく幸せに生きる権利です。一方、企業活動は、従業員、顧客・消費者、取引先、株主、地域住民など直接又は間接的に多くの人々と関わりあって成り立っています。したがって、企業活動を行う際には、これら全ての人の人権に配慮することが求められると同時に人権にいかにか配慮しているかが、社会が企業を評価する上で大きな要素となっています。

市では、人権尊重のまちづくりをめざし、人権研修や人権啓発を推進しています。職場での人権研修などにご利用いただける啓発DVDなどの無料貸出や人権研修の相談などを行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ：和泉市人権・男女参画室 人権・男女参画担当 人権政策グループ 電話 0725-99-8115

■企業人権研修向けDVD一例

分類F	題 名	種類	時間(分)
人権	誰もがその人らしく ～LGBT～	DVD	20
人権	企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～	DVD	40
人権	なくそう！職場に潜む心の病 ～人権尊重の基本に傾聴がある～	DVD	24

男女共同参画推進に関する出前講座

研修会のテーマ・内容に応じて、市が講師を選定し主催事業者等と日程を調整の上、派遣します。職場人権研修等にご活用ください。(ただし派遣回数は1年度につき1回とします。)

講師派遣
無料

- ≪参考テーマ≫
- ・ハラスメントの無い職場づくりの進め方は？
 - ・ワーク・ライフ・バランス、働き方改革って何？
 - ・女性活躍ってどう進めるの？
 - ・共働き夫婦の家事、育児の役割分担ってどうするの？

誰にとっても働きやすい
職場づくりのために！！

◆対象となる研修◆

- 市内事業者等が、市内で開催する社内等研修会
- 内 容：各種ハラスメント・女性活躍・ワーク・ライフ・バランス
仕事と家庭（家事・育児・介護）の両立支援
その他男女共同参画の推進に関すること
- 参加者：20名以上
- 講演時間：1時間以上

◆費用◆

講師の謝金・旅費は市が負担します。
主催者の負担は研修当日の会場の設営準備、資料印刷のみ。

◆受付期間◆

随時 ※ただし、受付数には限りがあるので、事前に下記までお問い合わせください。

◆応募方法◆

和泉市人権・男女参画室にある申請書に記入の上、下記まで提出してください。ただし、申請の受付は先着順とします。
※実施後は、報告書とアンケートの提出をお願いします。

◆問い合わせ◆

和泉市人権・男女参画室
人権・男女参画担当 男女共同参画グループ
電話 0725-99-8116
E-mail jindantanto@city.osaka-izumi.lg.jp

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

「拉致問題」その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。北朝鮮による拉致問題等の
人権侵害問題を解決するには、私たち一人一人の強い思いが必要です。

どんな些細なことでも結構です。情報をお寄せください。

和 泉 警 察 署

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続はお済みですか

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります～

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続を行わなければなりません（農林水産の一部の事業は除きます）。

労災保険とは

労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業等給付を支給したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。まだ加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

◎各種の届出等の事務処理については、労働保険事務組合や社会保険労務士に依頼することもできます。

大阪労働局

労働保険適用・事務組合課（06-4790-6340・6350）

雇用保険課（06-4790-6320）

大阪労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

仕事×こころの健康

生活習慣を整えよう

勤労世代の疲労回復・能率UPに、十分な睡眠を！

生活習慣を整えることが、身体だけでなく、こころの健康につながります。

規則正しい生活には、「よい睡眠」をとることが大切です。睡眠不足が続くと心身の疲れがとれにくくなるので、できる限り睡眠時間を確保するようにしましょう。



あなたの眠りは大丈夫？自分の睡眠を見直そう

◇よい睡眠の目安◇

平日も休日も、ほぼ同じ時刻にすっきり目が覚め、日中もあまり眠気を感じない。

◇よい眠りのために◇

☆体内時計のリズムに合った生活を…

午前中に日光を浴び、日中は活動的に過ごそう！

☆眠りの環境づくり…

明かりはなるべく暗く！

布団でテレビや携帯電話を見ない！

☆適度な運動、しっかり朝食、

眠りと目覚めのメリハリを！



(大阪府和泉保健所・和泉市・和泉商工会議所)

叩くのは
価格ではなく
話し合いの扉

11月は下請取引適正化推進月間です

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission
<https://www.jftc.go.jp/>中小企業庁
<https://www.chusho.meti.go.jp>

下請取引適正化推進月間の詳細については、QRコードを読み取ってご覧ください。



会費【後期(10月分～3月分)】納入のお願い

11月30日(月)は・・・商工会議所の会費の口座振替日となっております。

ご指定の口座より振り替えさせていただきますので前日までに口座の残高確認をお願い致します。なお、口座振替をご利用されない方の納付期限につきましても11月30日(月)までとなっております。お手数ではございますが、お振込みまたは窓口までご持参下さいませお願い致します。

お問い合わせ 総務課まで

TEL 0725(53)0320

FAX 0725(53)5959



新会員のご紹介コーナー

(順不同)

株式会社 留章

代表取締役 石田 留美 建設業
〒594-0031 和泉市伏屋町2-16-53 TEL 0725-90-6036

羽賀金属株式会社

代表取締役 羽賀 洋 レーザー加工業
〒594-0031 和泉市伏屋町1-1283-1 TEL 0725-40-1305

株式会社 タマックス

代表取締役 玉垣 雅史 精密機械製造業
〒599-8241 堺市中区福田325-3 TEL 072-239-2800

合同会社 ゼネラルサンホーム

代表社員 上田 裕建 建設業
〒594-1112 和泉市三林町1055-3 TEL 0725-50-6240

真奥会計事務所

代表者 真奥 隆 税理士
〒594-0076 和泉市肥子町2-3-30 TEL 0725-45-3202

株式会社 エイワン・システム

代表取締役社長 塚田 秀治 建設業
〒594-1157 和泉市あゆみ野2-7-1 大阪産業技術研究所F-303 TEL 0725-51-2690

寺本起毛

代表者 寺本 学 丸編みメリヤス起毛加工
〒594-1104 和泉市万町235-5 TEL 0725-58-5600

雲岡珠算教室

代表者 雲岡 康隆 そろばん教室
〒594-1118 和泉市みずき台1-23-7 TEL 0725-55-3954

竹田 洋平

空調設備工事
〒593-8329 堺市西区下田町23-10-1302 TEL 090-8447-2666

株式会社 庄八

代表取締役 西野 英行 飲食業
〒596-0101 岸和田市包近町748-1 TEL 072-443-2312

有限会社 TRINAS

代表取締役 那須 良志也 軽貨物運送業等
〒594-0013 和泉市鶴山台4-15-23 TEL 0725-45-6495

RAIDEN

代表者 有賀 史郎 電気工事業
〒594-0032 和泉市池田下町3513-1 TEL 0725-24-7399

藤原建設

代表者 藤原 貢 建設業
〒594-1156 和泉市内田町1-6-66-8 TEL 0725-53-0844

株式会社 マックス

代表取締役 大迫 松雄 貿易業・卸売業
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-18-703 TEL 072-320-0957

クリーニング ふぁみりー

代表者 新井 直希 クリーニング業
〒594-0031 和泉市伏屋町1-13-23 TEL 0725-45-0480

Grant

代表者 法橋 奈美 エステ
〒594-1155 和泉市緑ヶ丘2-12-12 TEL 080-8740-9169

株式会社 高洋商会

代表取締役 山川 広司 製造業
〒596-0817 岸和田市岸の丘町2-8-40 TEL 072-489-3515

レンタルスタジオ BigTree

代表者 佐々木 大樹 レンタルスタジオ
〒594-0073 和泉市和気町2-3-7 TEL 0725-25-5688

DMの発送にかかる手間・時間・経費の見直しに

当所会報「いずみ会議所だより」の発送封筒内に、事業所様のチラシを同封するサービスを実施しております。是非ビジネスチャンスの拡大にご利用下さい。概要は下記のとおりです。

ポイントシステム

11回ご利用いただきましたら、
12回目は無料にさせていただきます。

- **内容** 会社PR・新製品営業案内・各種イベント・割引サービス等
- **発送日** 毎月15日頃発送
- **発行部数** 約2,200部
- **サイズ** A4かA4サイズ以下(両面・片面・白黒・カラーは問いません)
- **料金** 会員 11,000円(消費税込み)
- **申込方法** チラシの見本を会議所へFAX又はご持参下さい。(発送月の前月20日まで)
- **申込期日** 同封希望チラシを前月の25日までに2,200部をご用意して和泉商工会議所までご持参下さい。
- **支払方法** 同封物持参時に現金又は指定口座への振込みでお願いします。

※チラシの内容が当サービス運営上、不適当と思われる場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承下さい。

お問い合わせ 広報担当まで TEL: 0725-53-0330

和泉商工会議所

LINE Facebook をはじめました。

LINE はじめました 会員向け

QRコードからアクセスして最新情報チェック!
会議所とつながろう
(グループLINEではございません)



～登録方法～

- ① 友だち登録は右記QRコードをスマートフォンのカメラで読み取り、追加ボタンを押してください。
- ② 事業所名とお名前を入力して送信してください。

(ID:@764wfyu)

Facebook はじめました



QRコードからアクセスして
最新情報チェック!
いいね! よろしく!



イベントやセミナー、資格検定などの
様々な情報をアップしていきます

国防を支えた力を 地域・企業を支えるのに

自衛隊大阪地方協力本部では、毎年

- ① 任期制(平均年齢23歳) 約180名
 - ② 定年制(平均年齢55歳) 約80名
- の退職自衛官の再就職を支援しています。

退職自衛官の雇用にご関心のある方は・・・

お問合せ先



自衛隊大阪地方協力本部
援護課信太山分室

電話: 0725-41-0071

自衛隊 大阪 検索

ご利用下さい! マル経融資

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)とは、
商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしようとする方が商工会議所の推薦により無担保・無保証人でご利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。

資金の用途	利率	返済期間
運転資金	1.21%	7年以内(1年以内据置可)
設備資金	貸付時の金利で固定 R2年11月1日現在	10年以内(2年以内据置可)

審査の結果により、ご利用頂けない場合があります。
-お問い合わせ先- 中小企業相談所 TEL53-0320

和泉商工会議所 無料相談コーナー

会員の皆様、事業の事で悩んでいませんか?
そんな時は会議所の専門指導員に相談ください。

- **税務相談** (相続税の相談も承ります)
 - ・偶数月第2水曜日 午後1時30分~同4時 予約制です。
 - 相談員 税理士 露口 六彦
- **法律相談**
 - ・毎月第3水曜日 午前10時30分~同11時30分 予約制です。
 - 相談員 弁護士 仁井谷 徹

広告募集中!!

● 広告料金/会員1ヶ月 11,000円(消費税込み)

掲載内容

- 寸法(約) 縦6.4cm、横11.2cm
- 発行部数/約2,200部
- 年間契約/12回掲載の時は、1回分サービス

KIYO

将来の
心配は、
ほっとけん。



紀陽の保険 ほっとけん
医療保険・がん・終身・個人年金・定期・
収入保障保険もお取り扱い中。

銀行をこえる銀行へ 和泉寺田支店 ☎0725-45-1771 和泉市寺田町1-5-33(寺田バス停前)
紀陽銀行 和泉中央支店 ☎0725-57-3371 和泉市いずみ野5-1-11(エコーいずみ GMS棟1階)



X7
Debut

本店 〒599-8271 堺市中区深井北町3401番地
TEL:072-277-2300
貝塚店 〒597-0082 貝塚市石才285-1
TEL:072-438-2300
なんば店 〒556-0023 大阪市浪速区稲荷1丁目12番14号
TEL:06-6568-2081

BMW 正規ディーラー
Elbe BMW
エルベオート株式会社
https://elbe.bmw.jp

